

競争的対話において質問があった確認事項への回答

No.	確認事項	回 答
1	<p>■要求水準書（p32） 第5章 第7節</p> <p>長寿命化計画（延命化計画）を策定するにあたり、現時点で何年の延命化を想定されているかご教示願います。</p>	今後、協議のうえ決定します。
2	<p>■要求水準書（p35） 第6章 第3節 1.(2)1)</p> <p>「・・・連続測定のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、<u>水銀</u>とし、・・・」とありますが、下線部は誤記との理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
3	<p>■運營業務委託契約書（案） 鑑、第7条（契約保証金）</p> <p>運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、保証を付さなければならない旨の記載がありますが、複数年度での保証の付保はよろしいでしょうか。</p>	運營業務委託契約書に記載のとおりです。
4	<p>■運營業務委託契約書（案） 第12条（再委託等の禁止）</p> <p>「受託者又は下請人が構成企業又は協力企業である場合には、発注者に対する事前の通知で足りる。」との記載がありますが、事前通知を行った構成企業から第三者への一部委託については、受注者から第三者への一部委託と同様、発注者から事前の承諾を得た場合には、一部業務を委託または請け負わせることが可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
5	<p>■運營業務委託契約書（案） 第17条3項（試運転及び性能試験）</p> <p>「<u>運営事業者は、・・・試運転期間中の本施設の運営を行うとともに、・・・</u>」との記載がありますが、令和5年度の試運転期間について、運営事業者は自らの責において運営事業を実際に行うものでしょうか。または、施工企業より指導を受け、準備をするのみでしょうか。</p>	運営開始は令和6年4月からであり、運営準備期間は運営の準備を行う期間で、運転開始に向け、施工企業より指導を受け、運転に必要な技能を習熟する期間です。
6	<p>運営準備期間の人員配置計画について、運営事業者が令和6年度以降の運営事業を適切に実施できることを前提に、運営事業者に計画提案を一任いただけないでしょうか。なお、試運転期間の前に組合様・施工企業に承認頂くことを前提とします。</p>	運営事業者が運営準備期間の技能の習熟及び令和6年4月の本格稼働を適切に実施できることかつ試運転期間の開始前に組合・施工企業から承認を得ることを前提とし、可とします。

7	<p>■様式第8号（事業計画書）</p> <p>令和5年度に開業費等が発生しますので、必要に応じて令和5年度の項目を追加したくお願い致します。</p>	可とします。
8	<p>■様式第8号（様式8-2～様式8-7）</p> <p>「※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。（したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること。）」と記載がありますが、これにより紙面上表示されている数字の合計と合計欄の数字が一致しないこと（丸め誤差）がでる場合がありますが、問題ないと理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。なお、丸め誤差が生じる旨の記載をお願いします。